

葉山町障害者計画 現行事業進捗洗い出しシート

基本目標 1 このまちでいっしょに暮らそう

主要課題 1 障害に対する正しい理解の促進

資料7

事業No	基本目標	主要課題	事業名	障害福祉計画・障害児福祉計画の対象事業	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
1	1.このまちでいっしょに暮らそう	1.障害に対する正しい理解の促進	1)ノーマライゼーションの啓発活動		社会福祉協議会、福祉課	ノーマライゼーションの理念の啓発と定着を図るため、広報葉山や回覧板等、様々な媒体を活用し、障害に関する正しい理解や知識・情報提供を行い、障害のある人への偏見や差別を取り除いていきます。町役場ロビーの福祉課窓口横にあるコーナーや福祉文化会館窓口横では、障害者施設で作成した作品を展示販売しており、今後も継続して行います。障害者週間（12月3日～9日）では、町役場で障害者団体や事業所の紹介のための作品展示やポスター掲示等を行い、理解の促進と周知を図る期間にします。	2	地域福祉総合相談事業や手話・点訳・音訳等のボランティア養成講座、学校教育における「総合的な学習の時間」への支援などを通じて、障害や障害児者に関する正しい理解や知識・情報等の発信、偏見や差別等を取り除く対応等を行っています。また、障害者週間（12月3日～9日）は、町役場で障害者団体や事業所の紹介のための作品展示・販売、ポスター掲示等を行い周知することができました。	-	2	今後も継続して事業の普及・啓発に取り組んでいきます。
2	1.このまちでいっしょに暮らそう	1.障害に対する正しい理解の促進	2)こころの健康の啓発		町民健康課、福祉課	地域住民のこころの健康の維持・向上、精神障害者への理解を深めるため、精神疾患の予防や早期発見・早期治療と精神保健福祉の普及・啓発活動を行います。	2	障害のある人やその家族が必要なときに相談できるよう、福祉課、町民健康課で所内相談を行っています。また、地域活動支援センター等を通じて、地域との交流を行い、障害者理解の促進を図るための地域交流事業を実施しています。	障害の状況や相談内容により適切な関係機関に繋げることに時間をかけてしまう場合があります。	2	幅広い年代への普及・啓発に努めながら、継続して取り組んでいきます。
3	1.このまちでいっしょに暮らそう	1.障害に対する正しい理解の促進	3)職員研修事業		総務課、福祉課	ノーマライゼーションの理念を深めるため、職員研修等の充実を図ります。また、よこすか障害者就業・生活支援センターを招き、就労者の配属先の心構え等について指導を受けていきます。	4	新型コロナウイルス感染症流行に伴い、職員研修事業が中止・縮小となった影響で、研修が実施できない場合もありましたが、職員研修のメニューに障害の種類や特性を理解するための内容を取り入れています。また、葉山町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を作成し、職員が適切な対応を行えるよう努めています。	障害のある人の所属先への指導だけでなく、役場全体として障害者雇用への理解を促進するため、幅広く職員研修を実施する必要があります。また、障害のある人への対応は障害の種類や特性により異なり、職員がすぐに理解することは難しいため、根気強く継続して学んでいく必要があります。	3	就労者の配属先への指導だけでなく、職員研修を通じノーマライゼーションの理解を図っていきます。
4	1.このまちでいっしょに暮らそう	1.障害に対する正しい理解の促進	4)交流教育の推進		子ども育成課、学校教育課	就学前教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進するとともに、保育園、幼稚園、小・中学校と特別支援教育諸学校等の児童・生徒が、日常的な交流や共同体験を通じて、幼少期から社会福祉への関心を持ち、互いに理解を深めあい、共に豊かな人間性を育てあえるよう、交流教育を進めます。現在、たんぼほ教室と葉山保育園の交流を月2回実施しています。	2	幼稚園や保育園と連携することを目的とし、年2回小学校4校と幼稚園・保育園関係者の連絡協議会を開催しています。たんぼほ教室と葉山保育園の交流を随時行っています。	コロナウイルス感染症拡大により幼稚園や保育園から小学校への訪問ができませんでした。また、発達に支援が必要な児童については、保育士、幼稚園教諭による個別の支援が必要なが多いため、園の負担は大きいと予想されます。	2	幼稚園や保育園と連携を図り、小学校への訪問事業を再開していきます。県立特別支援学校へ通学している小学生等が在住する公立小学校等において交流するシステム「地域交流」を進めていきます。巡回相談で支援を継続していきます。
5	1.このまちでいっしょに暮らそう	1.障害に対する正しい理解の促進	5)民生委員・児童委員との交流		福祉課	民生委員・児童委員の障がい福祉部会を担当する委員が中心となり、定期的に町内の障害者施設を訪問しています。また、年に1度、夏の交流会を開催し、レクリエーションをして障害のある人やその家族と楽しい時間を過ごしています。障害のある人にとっては、家族や支援者以外の人と日常の場で触れ合える貴重な機会となっています。	4	コロナウイルスの影響により、施設訪問ができなかったが、令和5年度からは施設の受け入れが少しずつ緩和されてきました。	施設訪問ができなくなると触れ合いの機会だけでなく、民生委員・児童委員が現場を知る機会もなくなってしまいます。	2	民生委員・児童委員と様々な年代の障害のある人との交流が図られており、互いが知り合える場となるため、今後も継続して取り組みます。
6	1.このまちでいっしょに暮らそう	1.障害に対する正しい理解の促進	6)福祉教育の充実		学校教育課、社会福祉協議会	障害のある人に対する理解と認識を深めるための福祉教育を推進するため、各種講座等を企画し、学習機会の充実を図ります。町内の小・中学校においては、体験学習を通して障害のある人への理解を深めていきます。また、福祉事業所の協力を得て、中・高校生対象の夏休み福祉活動体験学習（施設等での4日間の体験学習）を実施します。	2	町内の小・中学校における授業では、福祉をテーマにした「総合的な学習の時間」の企画・実施・振り返りなど一連の過程の中で、社協との協働実践の要望のあった小学校と協議・検討しながら授業プログラムづくりを図っています。中・高校生を対象とした「夏休み福祉活動体験学習」では、コロナ禍の影響により令和2～4年度は未実施でしたが、2中学校の全校生徒向けに「福祉ガイドブック」を作成・配布しました。大人向けの手話・点訳・音訳等の各種ボランティア養成講座などでは、伝達スキルの取得や向上に加え、障害児者（の生活等）への理解促進につながるようなプログラムを設定しています。また、小地域における助けあい・支え合いを推進する過程では、協議・検討の場などへの障害者の参加・協力などを呼びかけています。	小・中学校における「総合的な学習の時間」等の授業において、各学校ともに毎年必ずしも福祉をテーマにしている訳ではないため、計画的・定期的な協働実践の難しさがあります。町域及び小地域の助けあい・支え合いを推進するための取り組みを企画・実施する過程で、障害者の参加・協力を呼びかけていますが、講演や講師を担ってもらえる障害当事者が少なく限られています。	3	大人向けの各種講座、中・高校生向けの夏休み福祉活動体験学習では、基本的に現状維持の実施を予定していますが、小・中学校における福祉教育については、より各学校との連携・協働を図りながら児童・生徒に対する福祉教育の機会の拡充を推進していきます。新たな大人向けの講座・研修の機会、学校教育における「総合的な学習の時間」などに参加・協力してもらえ障害当事者を探していきます。

- 1. 十分な成果があった
- 2. ある程度の成果があった
- 3. あまり成果はなかった
- 4. 成果はなかった

- 1. 内容（規模）を拡大して継続
- 2. これまで通りに継続
- 3. 内容を改善して継続
- 4. 縮小
- 5. 廃止

主要課題2 ボランティア活動の活性化

事業No	基本目標	主要課題	事業名	障害福祉計画・障害児福祉計画の対象事業	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
7	1.このまちでいっしょに暮らそう	2.ボランティア活動の活性化	1)ボランティアの育成		社会福祉協議会	ボランティア活動の基本的な研修を行うとともに、障害のある人へのボランティア活動を希望する地域住民を対象に、障害特性に応じたボランティアの育成のための手話奉仕員養成講座、点訳ボランティア養成講座（初・中級編）、音訳ボランティア養成講座（初・中級編）を開催します。 手話奉仕員養成講座（入門課程）は毎年1回、点訳及び音訳の各ボランティア養成講座（初級・中級編）は2年ごとに開催しています。 現在、町は逗子市と共催で手話奉仕員養成講習会を開催していますが、社会福祉協議会が行う手話奉仕員養成講座（入門課程）はその入口に位置づけられるものであり、非常に重要な役割を担っています。	4	大人向けの手話奉仕員養成講座（入門課程）、点訳ボランティア養成講座、音訳ボランティア養成講座などの各種講座では、スキルの向上に加え、障害児者（の生活等）への理解促進につながるようなプログラムを設定しています。 また、小地域における助けあい・支え合いを推進する課程では、協議・検討の場などへの障害者の参加・協力などを呼びかけています。 以前には、失語症当事者からの相談を機に、失語症当事者同士が気兼ねなく会話と交流ができる失語症会話カフェの設立準備の過程で失語症に関する正しい理解とボランティアの発掘を目的とした学びの場を実施しました。	現行の各種講座・研修の場は、主に視覚・聴覚障害者との交流や支援を担うボランティア育成にとどまっており、他の障害特性に対応するボランティア育成や組織化は進んでいない状況にあります。 また、障害のある人やその家族などから地域福祉総合相談窓口へ相談が直接寄せられる機会が少なく、障害児者の地域生活課題への個別支援として、相談児者の障害特性に対応するボランティア育成に至っていない状況もあります。	3	地域福祉総合相談事業における障害児者の地域生活課題への個別支援と地域支援を進めていくにあたって、日頃障害児者を支援する専門職等との連携・強化を図りながら、ニーズを把握し、具体的なボランティア育成を実施していきます。
8	1.このまちでいっしょに暮らそう	2.ボランティア活動の活性化	2)ボランティア活動のコーディネート		社会福祉協議会、福祉課	ボランティア活動希望者とボランティア活用希望者への情報提供やコーディネートを行うとともに、ボランティア活動団体への活動資金の支援を行います。 社会福祉協議会では、ボランティア活動者への情報提供（市民活動ガイドブックや情報紙など）やコーディネート、ボランティア活動団体への活動資金の支援、ボランティア活動の利便性向上のための活動場所の提供等を行っています。	2	ボランティアコーディネートにおいて、従来通り、活動希望者と活用希望者への情報提供（ガイドブックの配布等）やコーディネート、活動資金の支援、活動場所の提供などを行っています。 とりわけ、活動資金の支援では、障害児・者への理解促進、支援できる人材（ボランティア）育成などに関する取り組みへの助成申請が増えており、障害児者や家族を支援する団体に対する助成を積極的に進めています。	障害のある人や家族を支援する団体への助成を通じた新たな団体・取り組みが発生している一方で、助成金受配団体等との日常的な連携・協働も進めていく必要があります。	3	引き続き、ボランティアコーディネートや情報提供、活動資金の支援、活動場所の提供などを行いながら、障害のある人を支援するボランティア団体・専門機関（専門職）等と日常的に連携・協働できる場を増やしていきます。
9	1.このまちでいっしょに暮らそう	2.ボランティア活動の活性化	3)小地域福祉活動の推進		社会福祉協議会	葉山町内におおむね8つの日常生活圏域を設定し、現在5圏域において小地域福祉活動推進組織が設置され、そのうち3地区において見守りや個別支援の活動が実施されています。	2	小地域福祉活動推進組織は現在4圏域であり、そのうち、見守りや個別支援の活動が実施されているのは2地区となっています。 その一方で、小地域における高齢者を中心とする助けあい・支え合いの協議の場として設置されている生活支援体制整備事業第2層協議体（介護保険関連事業）では、7圏域で設置されており、その協議の場には障害者やその家族が参画している地域もあります。	住民主体で設置・運営されている小地域福祉活動推進組織は、役員や会員の高齢化・担い手不足等により登録辞退や解散する地域が増えています。	3	小地域福祉活動推進組織の未設置地域においては、生活支援体制整備事業第2層協議体の進捗状況等を見極めながら、引き続き新たな推進組織の設置を目指すとともに、障害児者が参加しやすい集いの場づくりなどを模索していきます。

主要課題3 コミュニケーション支援の充実

10	1.このまちでいっしょに暮らそう	3.コミュニケーション支援の充実	1)コミュニケーション支援事業	○	福祉課、関係各課	聴覚障害のある人の意思疎通の円滑化を図るため、福祉課窓口にて手話通訳者を配置し、相談や諸手続きの支援を行います。 また、成人式などのイベントや町内外の説明会、病院や公共機関等での各種手続きなどで障害のある人の情報保障がされるよう、手話通訳者の派遣を行います。	2	週4日、福祉課にて手話通訳者を設置しており、相談や手続きの支援を行いました。また、病院等に派遣を行いました。 令和5年4月から聴覚障害者がタブレットを使用して医師と意思疎通を図れるよう、緊急遠隔手話通訳を行うことになりました。緊急搬送時、手話通訳者が病院に入ることができない場合など、遠隔で手話通訳が必要な際に利用できます。	タブレットを使った遠隔手話を円滑に行うことができるようにしていくことが課題です。	1	引き続き、情報保障がされるよう、手話通訳者の派遣を行います。 また要約筆記の導入も検討していきます。
11	1.このまちでいっしょに暮らそう	3.コミュニケーション支援の充実	2)手話奉仕員養成講座	○	福祉課、社会福祉協議会	聴覚障害への理解や手話技術の習得により聴覚障害のある人のサポートを希望する町民を対象として、厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム対応の養成テキストに準じた講座を開催し、手話奉仕員を養成します。 また、手話奉仕員から手話通訳者へステップアップを図るための養成講座（上級講座、フォローアップ講座）を、逗子市と連携して取り組んでいます。	2	入門課程では、従来通り逗子市社協との協働で隔年ごとに会場及び事務局を交代しながら実施しています。 また、厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム対応の養成テキストに準じて、聴覚障害者（の生活等）への理解促進につながるようなプログラムを設定しています。新型コロナウイルス感染症防止対策により、講座の定員数を減らしましたが、申込み人数はさらに減少しました。	手話奉仕員養成講座（入門課程）の全20回のうち80%（16回）以上の出席を修了要件にしており、各受講修了者の学習度合や手話技術の習得度合などはばらつきが生じています。 関連して、手話奉仕員養成講座の目的が、手話奉仕員（ボランティア）を養成するためなのか？手話通訳者を育成するためなのか？の不明確さがあります。	2	今後も継続して事業の普及・啓発に取り組んでいきます。

1. 十分な成果があった
2. ある程度の成果があった
3. あまり成果はなかった
4. 成果はなかった

1. 内容（規模）を拡大して継続
2. これまで通りに継続
3. 内容を改善して継続
4. 縮小
5. 廃止

主要課題4 スポーツ・レクリエーション活動の促進

事業No	基本目標	主要課題	事業名	障害福祉計画・障害児福祉計画の対象事業	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
12	1.このまちでいっしょに暮らそう	4.スポーツ・レクリエーション活動の促進	1)障害者スポーツの振興		福祉課、生涯学習課	スポーツに興味を持つ障害のある人に対し、教育委員会等と連携を図りながら、スポーツ活動に参加する機会や指導を受ける機会を創出していきます。障害のある人から、スポーツ活動に参加したいと相談があった場合には、できる限り受け入れへの配慮を行っています。	4	スポーツ関連事業で、障害のある人から相談を受ける機会がありませんでした。 教育委員会後援で開催したスポーツセミナーに聴覚障害のある方が参加を希望されていた為、福祉課と連携し手話通訳の手配をご案内しました。	スポーツに興味を持つ障害のある人に特化した、事業の開催などは予定していないため、現在、開催している事業の中で、障害のある人から参加の相談があった場合の受け入れへの配慮を行っています。	2	今後もスポーツ事業参加の相談があった場合は、できる限り受け入れられるように継続して配慮をしていきます。
13	1.このまちでいっしょに暮らそう	4.スポーツ・レクリエーション活動の促進	2)障害者スポーツ大会への参加支援		福祉課	障害のある人のスポーツ活動を促進するため、国や県が実施する障害者スポーツ大会への参加を支援します。県主催の障害者スポーツ大会への参加のため、周知や受付等の支援を実施します。	1	神奈川県障害者スポーツ大会の周知・申請を行いました。従来、福祉課にて参加申し込みを受け付けていましたが、令和5年度より各自申し込みとなりました。R4年度 申込 4件	-	2	より多くの人に参加できるよう広報等の充実を図りながら、今後も継続して支援を行います。
14	1.このまちでいっしょに暮らそう	4.スポーツ・レクリエーション活動の促進	3)バリアフリー・ヨット大会事業		福祉課、生涯学習課	葉山町セーリング協会及び逗子ヨット協会が主催するバリアフリー・ヨット大会の開催援助をしています。バリアフリー・ヨット大会を通じて、障害のある人のスポーツの振興と障害のある人同士の交流を援助します。	4	バリアフリー・ヨット大会は、新型コロナウイルス感染症流行に伴い、中止になったため開催されませんでした。	-	2	今後、大会が開催される場合は、引き続き、開催援助します。
15	1.このまちでいっしょに暮らそう	4.スポーツ・レクリエーション活動の促進	4)愛の作品展の開催		福祉課	障害のある人が日頃の活動の中で作成した作品を披露する機会として、年1回福祉文化会館で「愛の作品展」を開催し、文化活動の充実を図ります。	4	新型コロナウイルス感染症流行に伴い、中止になったため実施できていません。	-	3	開催方法を見直しながら、今後も継続して文化活動の充実を図ります。
16	1.このまちでいっしょに暮らそう	4.スポーツ・レクリエーション活動の促進	5)障害者団体の各種行事の支援		福祉課	障害のある人を支援する障害者団体に対し、行事等の活動を支援することにより、文化・交流活動を促進します。	3	新型コロナウイルス感染症流行に伴い、縮小・中止になったため実施できていません。	-	2	今後も継続して障害者団体の行事等の開催援助を行います。
17	1.このまちでいっしょに暮らそう	4.スポーツ・レクリエーション活動の促進	6)交流の場の推進		福祉課	障害のある人の社会参加と地域との交流を図るため、交流の機会を創出します。町内では、葉山町自立支援協議会において、障害のある人となない人が交流しあう機会「地域生活を考える交流会」が継続的に実施されています。また、横須賀三浦地区では、知的障害者施設、作業所、行政が、協働により、アトラクション、展示、販売等のイベント「横須賀三浦地区ふれあい広場」(年1回)を開催し、情報交換や交流を図るための活動を支援しています。	3	新型コロナウイルス感染症流行により中止になったため、実施できていません。	-	3	障害のある人となない人が交流することにより、親睦を深め、相互理解を推進できるよう、様々な方法や場所、機会を活用し実施していきます。また、障害のある人同士、関わる施設や作業所、行政同士も交流を深めるために今後も事業に取り組みます。

基本目標2 相談しよう！利用しよう！

主要課題1 相談支援体制の充実

18	2.相談しよう！利用しよう！	1.相談支援の充実	1)相談支援の充実	○	福祉課	障害のある人やその人を支える人からの相談を相談支援事業所(「支援センター風」、「こころの相談室ポート」)で対応します。また、町の相談窓口においても、適切な相談対応ができるよう、職員の資質向上に努めるとともに、相談支援事業所等の関係機関との連携強化を図ります。サービス利用に関する調整が困難な人で、計画的な支援が必要とされる人に対しては、基幹相談支援センターから技術的助言を得て、支援を行います。	2	障害がある人、障害がある人の家族や知人からの相談に対応し、適宜相談支援事業所に繋がっています。令和2年度より基幹相談支援センターを設置し、相談体制の強化に努めています。	町内に地域生活における相談は2事業所しかなく、計画相談の事業所は増えていません。	2	今後も継続して事業の普及・啓発に取り組んでいきます。
19	2.相談しよう！利用しよう！	1.相談支援の充実	2)地域福祉総合相談事業		社会福祉協議会	地域での生活及び福祉活動の担い手の相談を総合的に受け、住民、行政、福祉事業者との連携のもと支援を行います。	3	新型コロナウイルス感染症拡大などの影響もあり、総合相談件数は右肩下がりが続いており、特に障害児者やその家族からの相談は全体的に少なくなっています。	全体的な相談件数や障害児者やその家族からの相談件数が減少傾向にある中で、総合相談事業からのニーズ把握、個別支援から地域支援への展開が難しくなっています。	3	障害児者やその家族からの直接的な相談に加え、障害児者を支援するボランティア団体・専門機関(専門職)等との連携・協働をより進めながら、総合相談の機能や役割を發揮・拡充していきます。

- 1. 十分な成果があった
- 2. ある程度の成果があった
- 3. あまり成果はなかった
- 4. 成果はなかった

- 1. 内容(規模)を拡大して継続
- 2. これまで通りに継続
- 3. 内容を改善して継続
- 4. 縮小
- 5. 廃止

事業No	基本目標	主要課題	事業名	障害福祉計画・障害児福祉計画の対象事業	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
20	2.相談しよう！利用しよう！	1.相談支援の充実	3)相談支援ネットワークの構築		福祉課	障害のある人やその人を支える人からの相談に対して、適切な情報提供が行えるよう、相談支援事業所、福祉施設、地域活動支援センター等の関係機関とのネットワーク体制を構築しています。町自立支援協議会で、相談支援ネットワーク委員会を設置し、各事業所間の情報交換等を行っています。	2	月に1回相談支援ネットワークを開催し、情報共有や事例検討会を実施しています。	高齢化に伴い、介護保険と障害サービスを併用する人も増えています。関係機関との連携の重要性が増しています。	2	今後も継続して関係機関とのネットワーク体制の構築に努めます。
21	2.相談しよう！利用しよう！	1.相談支援の充実	4)保健相談事業		町民健康課、子ども育成課、福祉課	障害のある人やその人を支える人が必要な時に相談できるよう、福祉課と町民健康課、子ども育成課で連携を図っています。各課への相談方法は、電話、来所や各種教室への参加、乳幼児健診等様々ですが、相談の内容によっては教育委員会とも情報を共有し、包括的な支援が行えるよう、ケース会議や連絡会を開催しています。	2	健診時に健康相談の案内チラシを配布しています。また、様々な方法で適宜相談を受け付けており、相談内容に応じてケース会議等開催しています。	周知方法についての工夫が必要です。また、中学卒業後から18歳までの相談の受け皿は、そだちの相談室のみになっています。相談したくても、相談が出来ないケースが存在する可能性があります。	2	多くの町民に利用していただけるよう周知方法の工夫をしながら、継続実施していきます。中学卒業後から18歳までの相談ニーズを調べる必要があります。
22	2.相談しよう！利用しよう！	1.相談支援の充実	5)民生委員・児童委員の相談		福祉課	地域で安心して生活ができるよう、生活に関する身近な相談対応をしています。	2	地域の相談役として、町や包括と連携して活動しています。	死亡や施設入所等の最新の情報の共有が円滑に行えない場合があります。	2	今後も民生委員・児童委員と町の緊密な連携を図ります。
23	2.相談しよう！利用しよう！	1.相談支援の充実	6)情報提供の充実(制度案内)		福祉課	障害者手帳交付の際に制度案内を配付し、利用可能な制度について周知しています。制度案内は、町ホームページ [https://www.town.hayama.lg.jp/] でも見ることができます。このほか、広報紙や町のホームページなど多様な手段を通じてわかりやすい、利用しやすい情報を提供します。また、町役場に音声拡大読書機「よむへえ」を設置し、視覚障害者、学習障害者、高齢者等のサポートをします。	1	障害者手帳交付の際に制度案内を配付し、利用可能な制度について周知しました。また、広報や町のホームページにて情報の発信を行っています。また、町自立支援協議会からの意見を参考に機関相談支援センターのホームページ内に「見える化サイト」を作成し、知りたい情報を入手しやすくしています。	-	2	今後も利用者の利便性に配慮して、わかりやすい情報提供を継続して取り組んでいきます。
24	2.相談しよう！利用しよう！	1.相談支援の充実	7)情報提供の充実(声の広報)		政策課、議会事務局	視覚障害のある人に「広報葉山」及び「葉山町議会だより」を読んでもらうため、テイジー図書の作成を行い、希望する人には毎月ご自宅へお届けしています。なお、政策課にて貸し出しすることや町ホームページ [https://www.town.hayama.lg.jp/] からダウンロードすることも可能となっています。	2	現在3名の郵送での利用者が登録されています。「広報葉山」及び「葉山町議会だより」はHPで音訳版のDLが可能です。	多くの人にお知らせする機会・方法を検討する必要がありますと感じています。	2	引き続き、必要としている方にご利用いただけるよう取り組んでいきます。また、必要に応じて音訳を依頼している「音訳の会 葉山やまばと」を通じ周知をし、多くの方に音訳版の議会だよりや広報紙の存在や利用できるということを知ってもらえるよう工夫していきます。

主要課題2 在宅福祉サービスの充実

25	2.相談しよう！利用しよう！	2.在宅福祉サービスの充実	1)訪問系サービス	○	福祉課	日常生活に必要な「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「自立生活援助」の各サービスを提供します。制度の定着や地域移行の促進に伴うサービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していき	1	安定的にサービスを提供しています。	-	2	今後も継続して事業の普及・啓発に取り組んでいきます。
26	2.相談しよう！利用しよう！	2.在宅福祉サービスの充実	2)補装具費の支給事業	○	福祉課	障害のある人の身体機能を補完又は代替し、自立した日常生活を行えるよう、補装具の購入費又は修理費を支給します。	1	身体障害児者の損なわれた機能を補完して、日常生活や職業活動を容易にする補装具の購入又は修理の経費を助成しています。	-	2	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
27	2.相談しよう！利用しよう！	2.在宅福祉サービスの充実	3)日常生活用具の給付	○	福祉課	主に身体障害のある人に自立した日常生活を支援するための用具を給付します。	1	在宅の障害者に対し、ストマ用装具等の日常生活用具購入費用を支給することにより、日常生活の利便性の向上を図っています。	-	2	身体障害のある人のニーズを勘案し、必要な事業量の確保に努めるとともに、今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。

- 1. 十分な成果があった
- 2. ある程度の成果があった
- 3. あまり成果はなかった
- 4. 成果はなかった

- 1. 内容（規模）を拡大して継続
- 2. これまで通りに継続
- 3. 内容を改善して継続
- 4. 縮小
- 5. 廃止

事業No	基本目標	主要課題	事業名	障害福祉計画・障害児福祉計画の対象事業	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
28	2.相談しよう！利用しよう！	2.在宅福祉サービスの充実	4)入浴サービス事業の充実	○	福祉課	家庭において入浴することが困難な在宅の重度の障害のある人の福祉の向上を図るため、訪問入浴サービスを実施します。	1	安定的にサービスを提供しています。	—	2	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
29	2.相談しよう！利用しよう！	2.在宅福祉サービスの充実	5)配食サービスの充実		福祉課	食事作りが困難な在宅の高齢者及び重度の障害のある人の世帯に、調理した夕食を配達し、健康保持や安否確認を行い、その費用の一部を負担しています。平成23年からは、「就労継続支援B型 トントン工房」が委託事業所となり、食事作りから配達までを行っています。	2	安定的にサービスを提供しています。	—	2	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
30	2.相談しよう！利用しよう！	2.在宅福祉サービスの充実	6)介護用品支給事業		社会福祉協議会	障害者手帳の発行を受けている重度の障害のある人で、排せつ用具を常時必要とする人に対し、紙おむつや尿パッドなどを支給しています。	2	重度の障害児者の申請・利用は一定数で推移していますが、要望により、障害のある児童が利用できる子ども用の支給品目を令和5年7月支給分から追加することになっています。	—	3	引き続き、支給対象者からの要望等に応じて柔軟に本事業の見直し等を行っていく必要があります。
31	2.相談しよう！利用しよう！	2.在宅福祉サービスの充実	7)グループホーム等の入居者支援		福祉課	グループホームに入居する障害のある人の家賃等の一部を助成することにより、経済的負担の軽減及び自立生活の支援を図ります。施設入居者のうち月10,000円を上限として家賃を助成しています。	2	施設入居者のうち10,000円を上限として家賃を助成しています。	—	2	今後も継続して取り組んでいきます。

主要課題3 施設等利用者への支援の充実

32	2.相談しよう！利用しよう！	3.施設等利用者への支援の充実	1)施設入所支援	○	福祉課	施設に入所する人に、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。	1	安定的にサービスを提供しています。	—	2	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
33	2.相談しよう！利用しよう！	3.施設等利用者への支援の充実	2)自立訓練（機能訓練・生活訓練）	○	福祉課	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活力向上のための訓練を行います。	1	安定的にサービスを提供しています。	—	2	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
34	2.相談しよう！利用しよう！	3.施設等利用者への支援の充実	3)更生訓練費の確保	○	福祉課	身体障害のある人が施設において更生訓練を行う際に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。	1	安定的にサービスを提供しています。	—	2	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。

主要課題4 予防と健康づくりの充実

35	2.相談しよう！利用しよう！	4.予防と健康づくりの充実	1)自立支援医療費の支給	○	福祉課	障害のある人の障害の程度を軽くするための治療にかかる医療費を、自立支援医療費（更正医療・育成医療）として支給します。また、精神疾病の通院にかかる自立支援医療費（精神通院）については、円滑に手続きを行えるよう努めます。	2	障害者総合支援法に基づき、更生医療、育成医療について、対象者へ周知、支給を行っています。精神通院については、制度の周知や県で認定・支給するための手続きの受付を行っています。	—	2	今後も継続して必要な医療費を支給するとともに、事業の普及・啓発に取り組んでいきます。
36	2.相談しよう！利用しよう！	4.予防と健康づくりの充実	2)障害者医療費助成事業		福祉課	重度の障害のある人の医療費負担の軽減を図るため、保険診療にかかる医療費を助成します。また、平成19年10月より重度の精神障害のある人への入院・通院に係る医療費の助成も開始しています。	2	身体障害者手帳保持者（1～2級）、知能指数35以下、身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の者及び精神障害者保健福祉手帳保持者（1級）を対象に、保険診療にかかる自己負担分を助成し障害者等の負担軽減をしています。	—	2	神奈川県補助事業で実施している事業ですが、制度の安定的かつ継続的な運営を目指すため、県や県内市町村と情報交換や勉強会を行っています。
37	2.相談しよう！利用しよう！	4.予防と健康づくりの充実	3)母子保健事業		子ども育成課	妊娠期から乳幼児期の健康相談・健康教育等を通じて、支援の必要な人への早期支援を通じ、親子の健やかな生活を支えます。乳幼児健康診査にて、運動発達や精神発達及び疾患等で、何らかの所見のあった子どもに対して、経過健診や心理発達相談、医療機関での精密健康診査等を行い、健診後の支援を行います。その後、子どもの状況により、療育機関での支援や定期的医療機関受診、育児相談での支援など、継続的な支援を行います。	1	健診は全数の方に受けていただくものですが、入院等の理由で時期をずらしたりする場合があります。里帰りなどで遠方に滞在している場合は、先方の市町村に依頼しています。最近では、保護者の仕事で健診を受けることが難しいという家庭が増えており、必要性を説明し、納得して受けていただいています。	全ての乳幼児に健診を受けてもらうために努力をしていますが、未受診者の対応（電話、訪問）は対応が難しいと感じます。また、出産・子育て応援事業のように、新規の事業が増え、支援は手厚くなっていますが、3歳までに集中しています。	2	今後も継続して取り組んでいきます。
38	2.相談しよう！利用しよう！	4.予防と健康づくりの充実	4)特定健診・特定保健指導事業		町民健康課	国民健康保険加入の40歳から74歳の方を対象に健康診査を実施し、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防、早期発見に努めます。また、重症化を予防するため、特定保健指導対象者となった方に対して保健指導を実施します。精神障害のある人は、食事の調整や運動の実施が困難で、特定保健指導対象者になることが多く、本人の希望や家族の勧めなどで特定保健指導を受ける人がいます。	2	特定健診については、障害のある人が受診しやすいよう、バリアフリー対応可能な医療機関情報を健診案内通知で提示しています。特定保健指導に関しては、毎年数人障害のある人の利用があり、面談にお越しいただいています。本人の健康を支えるご家族の参加を促し、家族全体に対してもアプローチしています。また、面談時は対象者が理解しやすい内容を心がけ、実施しています。	特定健診については、申込から受診までの手順が複雑であるため、分かりやすい案内の工夫を工夫する等、受診しやすい環境作りの整備が必要です。また、バリアフリーを意識した健診会場運営に努める必要があります。特定保健指導については、理解しやすい内容を心がけ、本人のペースを大切にしながら関わりを持つ必要があります。	3	申込から受診までの手順を分かりやすく案内する等、受診しやすい環境の整備をしていきます。健診委託先と連携しバリアフリーを意識した健診会場運営に努め、必要時個別の配慮ができるような体制を構築していきます。
39	2.相談しよう！利用しよう！	4.予防と健康づくりの充実	5)健康増進事業		町民健康課	各種がん検診や歯周疾患検診、健康増進教室、講演会等を実施し、健康づくりに努めます。	2	健康増進事業全般に関して、障害のある人の参加者はあまりみられません。	健康増進事業全般に関して、障害のある人のニーズの把握に努める必要があります。	3	各種関係機関と連携し、障害のある人のニーズの把握に努めます。また障害のある人が参加しやすいよう申込時や初回参加時に留意点などを伺い、周囲の協力を仰ぎながら進めていきます。

- 1. 十分な成果があった
- 2. ある程度の成果があった
- 3. あまり成果はなかった
- 4. 成果はなかった

- 1. 内容（規模）を拡大して継続
- 2. これまで通りに継続
- 3. 内容を改善して継続
- 4. 縮小
- 5. 廃止

主要課題5 障害の早期発見・早期対応

事業No	基本目標	主要課題	事業名	障害福祉計画・障害児福祉計画の対象事業	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
40	2.相談しよう！利用しよう！	5.障害の早期発見・早期対応	1)乳幼児療育事業		子ども育成課	乳幼児健康診査等において、運動発達や精神発達等で、何らかの発達支援が必要な子どもに対し、経過健診や心理発達相談、医療機関への受診等にて健診後の支援を行い、必要な子どもに対して療育支援を行います。	1	母子保健事業で発達支援が必要な児とつながることが多いですが、最近では他市町村から転入してきた段階で療育につながっている乳幼児も多く、必要な支援が途切れないようにすることを大切にしています。	幼児期には特性があっても支援につながるきっかけがないまま、就学以降、学業や社会性の育ちで支援が必要になってくる児童がいます。そういった場合は、学校や児童館などの地域と連携して適切な療育につながる必要があります。親が困ったときに相談先がすぐに見つかり、相談につながる必要があります。	2	乳幼児期、学童期を通じた療育への相談体制は出来ているため、周知を図ります。
41	2.相談しよう！利用しよう！	5.障害の早期発見・早期対応	2)健診フォロー体制の整備		町民健康課、子ども育成課	成人については、がん検診等で要精密検査となった人に対しては、適切な受療を行っているか確認し、必要な指導を行っています。また、健康診査の結果、生活習慣病の指導を希望する人に対しては、相談を行っています。 乳幼児は、乳幼児健康診査において、運動発達や精神発達等で、何らかの所見のあった子どもに対して、経過健診や心理発達相談、医療機関での精密健康診査等を行い、健診後の支援を行っています。子どもの状況により、その後、療育機関での支援や定期的医療機関受診、育児相談での支援など、継続的な支援を行います。	2	【成人】 障害のある人が適切な受診ができるよう、なるべく要望に沿って実施しています。 【乳幼児】 継続します。	-	2	引き続き健診フォロー体制の充実に取り組んでいきます。

主要課題6 権利擁護の推進

42	2.相談しよう！利用しよう！	6.権利擁護の推進	1)障害者虐待防止の取り組みの強化		福祉課、子ども育成課	虐待を防止し、障害のある人の安全で安心な地域生活を確保するため、国・県をはじめとする関係機関との連携を図りながら、平成25年度より福祉課内に設置した葉山町障害者虐待防止センターを中心とした支援体制を整えています。	1	関係機関と連携し対応しています。	親や介護者が虐待と認識しておらず繰り返し車中放置するなど、周知が難しいケースがあります。虐待の普及啓発がさらに必要です。	1	引き続き、関係機関と連携し対応していきます。併せて啓発予防に努めます。
43	2.相談しよう！利用しよう！	6.権利擁護の推進	2)あんしんセンター事業		社会福祉協議会、福祉課	日常生活を営む上で支障がある知的障害、精神障害、身体障害のある人等の権利擁護を図り、地域で自立した生活を送れるよう、利用者又は法定代理人との契約に基づき、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを提供します。 相談・契約件数は増加傾向にあります。制度案内等を通じて事業周知に努めています。 また、必要に応じて成年後見制度の利用を検討し、障害のある人の権利擁護に努めます。	2	認知症高齢者の利用割合が多いですが、障害のある方の利用や本人・支援者からの相談も一定数あります。また、弁護士による権利擁護専門相談の利用も受付しています。	契約によるサービスであり、契約締結能力がない方との契約ができないため、成年後見制度との連携が必要です。	2	社会福祉協議会では法人後見事業の立ち上げを検討しているため、契約締結能力がない方に対する支援等についても連携して進めていく予定です。
44	2.相談しよう！利用しよう！	6.権利擁護の推進	3)成年後見制度相談事業	○	福祉課	月1回、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターの協力を得て、無料の相談会（予約制）を実施しています。	1	月1回の無料相談会を継続して行っており、成年後見制度についての普及・啓発を図りました。	-	2	今後も、成年後見制度についての普及・啓発を図ります。 また、社会福祉協議会をはじめ、多くの関係機関と連携し、障害のある人の資産が守られるよう、今後の方向性について検討します。

1. 十分な成果があった
2. ある程度の成果があった
3. あまり成果はなかった
4. 成果はなかった

1. 内容（規模）を拡大して継続
2. これまで通りに継続
3. 内容を改善して継続
4. 縮小
5. 廃止

基本目標3 はたらきたい！住みたい！出かけたい！

主要課題1 日中活動の場の充実

45	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	1.日中活動の場の充実	1)日中活動サービス	○	福祉課、子ども育成課	福祉施設等で日中活動として実施している「生活介護」「療養介護」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「ショートステイ」の各サービスを提供します。	1	近隣市に事業所が増え、選択肢が増えました。毎日利用したいという児童が増えている状況です。	事業所が増えた一方、利用ニーズも変化しており、多くの時間数を利用したい親が増えていきます。子どもの生活のQOL、家でどう過ごすのかななどを考える必要があります。	2	今後も引き続き、関係機関と連携していきます。
46	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	1.日中活動の場の充実	2)地域活動支援センターの設置	○	福祉課	創作的活動や社会交流活動など障害のある人の日中活動を支援する地域活動支援センター事業を「地域活動支援センター ポート」で実施します。	2	安定的にサービスを提供しています。	—	2	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
47	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	1.日中活動の場の充実	3)日中一時支援事業	○	福祉課	家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人の日中活動の場を提供します。	1	町内に事業所もでき、安定的にサービスを提供しています。	—	2	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
48	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	1.日中活動の場の充実	4)障害者支援施設の充実		福祉課	障害者支援施設「葉山はばたき」では、生活介護事業所として、機織作業、空き缶つぶし等を中心に、障害のある人の日中活動の場を提供しています。	2	令和4年9月末で町立の「葉山はばたき」は廃止となり、民間の生活介護事業所となりました。懸念であった施設の老朽化については解消されました。	—	3	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
49	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	1.日中活動の場の充実	5)障害児の活動の場の充実		子ども育成課	総合的な療育の拠点である保育園・教育総合センター内の「たんぼぼ教室」を活用し、発達につまりのある児童の日中活動の場の充実を図ります。	1	2歳前後から就学するまで、クラス別に療育を行っています。幼稚園や保育園に通園しながら療育を受ける児童、たんぼぼ以外の事業所で療育を受けながらたんぼぼに通う児童など、多様な選択肢を可能にしており、関係機関が連携して子どもの支援を行っています。	支援を必要とする子どもの人数が増え続けており、クラスによっては療育を受ける期間を3か月程度に区切るなどの工夫をして、療育を受けられない子どもがいないように配慮しています。終了後は乳幼児健診や幼稚園、保育園への巡回相談で支援継続としています。	2	関係機関と連携していきます。療育が必要な子どもとその家族への支援が、良いタイミングではいれるようにします。

主要課題2 暮らしの場の確保

業N	基本目標	主要課題	事業名	障害福祉計画・障害児福祉計画の対象事業	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
50	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	2.暮らしの場の確保	1)グループホーム等の確保	○	福祉課	地域生活を支援するため、障害福祉サービスにおけるグループホームの確保に努めます。	2	令和4年5月に長柄地区にグループホームが新設されました。町内2事業所となりました。	—	2	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
51	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	2.暮らしの場の確保	2)町営住宅の入居優遇措置		福祉課	障害のある人が町営住宅への入居を希望した場合、抽選の当選確率が上がる入居優遇措置を図ります。	2	町営住宅37戸のうち令和4年度では退去者がいなかったため、新規に入居募集は実施していません。町条例では、入居募集を行う際に、心身障害者に対し優先的に選考することとしています。	全体の入戸数が少ないです。現居住者が退去しないと新規募集はかけられず、新規に住宅を建設する計画もなく、また長寿命化への具体的な取り組みも未整理の状態です。	2	今後も継続して事業を行っていきます。
52	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	2.暮らしの場の確保	3)住宅設備改良費助成事業		福祉課	重度の障害のある人又はその保護者が在宅生活に適するよう住宅設備を改良する場合、その改造費の一部を助成し、障害のある人の日常生活の便宜を図るとともに社会的自立を促進します。	2	工事に要する費用の一部を助成しています。令和4年度 1件	介護保険等にも同様の制度があるため、他法との連携をとらなければなりません。	2	今後も介護保険制度と連携を図りながら、施工事業者に対し制度の周知を図ります。
53	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	2.暮らしの場の確保	4)情報提供の充実（事業所の参入促進のための情報提供）		福祉課	事業所の参入を促進するため、必要な情報の収集に努めます。	2	問い合わせがあった際には、町の状況を説明しています。	—	2	今後も駆立てしていきます。

主要課題3 社会参加の促進

54	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	3.社会参加の促進	1)移動支援事業	○	福祉課	障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障害のある人に、外出支援を行います。利用者のニーズに応じて、柔軟な対応を図ります。	2	安定的にサービスを提供しています。	—	2	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
55	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	3.社会参加の促進	2)送迎サービス運営事業		福祉課、社会福祉協議会	在宅生活の支援として、本人及び介護者だけでは移動が困難な重度の障害のある人に対して、病院や施設の入退院・入退所及び通院の際、ストレッチャーごと乗車できるハンディキャブによる送迎サービスを行います。	2	町では、福祉有償運送事業者に委託し、高齢者を含めた送迎サービスを行っています。社会福祉協議会では、令和元年度より外出支援用車両（福祉車両）の貸出を行っています。	—	2	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
56	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	3.社会参加の促進	3)施設等通所交通費の支給		福祉課	施設等に通所している在宅の障害のある人に対し交通費を助成することで、障害のある人の社会参加、経済的負担の軽減及び通所サービスの利用促進を図ります。	2	安定的にサービスを提供しています。	—	2	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
57	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	3.社会参加の促進	4)移動に係る経費の助成（タクシー券交付事業・自動車燃料費助成事業）		福祉課	在宅の重度の障害のある人が利用するタクシー料金や自動車燃料費の一部を助成することにより、障害のある人の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ります。タクシー券（600円・年間24枚）や燃料給油券（月10リットル）を交付し、在宅生活の支援を実施しています。	2	移動が困難な在宅の障害者に対し、タクシー券や燃料給油券を交付することにより、社会参加の促進を図っています。	—	2	今後も利用実態を見ながら効果的な事業運営に取り組みます。
58	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	3.社会参加の促進	5)移動に係る経費の助成（自動車の改造にかかる費用の助成）		福祉課	移動手段として自動車を使用する在宅の重度の障害のある人が、障害の状況にあわせた自動車を購入又は改造しようとする場合、その改造費等を助成することにより、障害のある人の社会参加の促進を図ります。	2	身体障害者の自動車改造又は改造自動車の購入に関する費用の一部を助成することにより、就労機会の創出や社会参加の促進を図っています。	—	2	今後も事業の利用促進のために積極的な周知を図ります。

1. 十分な成果があった
2. ある程度の成果があった
3. あまり成果はなかった
4. 成果はなかった

1. 内容（規模）を拡大して継続
2. これまで通りに継続
3. 内容を改善して継続
4. 縮小
5. 廃止

主要課題4 就労支援の総合的な推進

事業No	基本目標	主要課題	事業名	障害福祉計画・障害児福祉計画の対象事業	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
59	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	4.就労支援の総合的な推進	1)就労支援事業	○	福祉課	一般企業等への就労を希望する人に一定期間知識や能力向上のための訓練を行う「就労移行支援」を、一般企業等への就労が困難な人に働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行う「就労継続支援」を、障害のある人の就労の定着を図るため、障害のある人と障害のある人を雇用する事業者の双方への支援を行う「就労定着支援」（平成30年4月開始）を提供します。	1	法に基づき、安定的にサービスを提供しています。	-	2	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
60	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	4.就労支援の総合的な推進	2)就労に関する相談体制の充実		福祉課	葉山町自立支援協議会での検討を中心に就労先の開拓、就労支援、就労定着支援など、相談支援事業所や就労関連機関、近隣市との連携を図りながら、就労の意向確認から就労後のフォローまでの就労相談支援策の充実に努めます。	2	よこすか障害者就学・生活支援センター等関連機関と連携に努めています。	就労移行支援利用者が増えているため、今後、就労後のフォローの必要性も高まると思われます。	2	今後も継続した支援に努めていきます。
61	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	4.就労支援の総合的な推進	3)情報提供の充実（就労支援に関する情報の提供）		福祉課	就労に関する制度や事業所情報など、利用者や事業者が共有できる情報の発信に努めます。相談支援事業所と連携を図りながら就労に向けた支援を行っています。	2	就労支援センター等関係機関の支援を得ながら充実を図りました。	-	2	今後も継続して事業の普及・啓発に取り組んでいきます。

主要課題5 就労環境の改善・向上

62	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	5.就労環境の改善・向上	1)就労支援ネットワークの推進		福祉課	障害のある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、情報共有が行えるよう、ハローワーク（公共職業安定所）、神奈川障害者職業センター、神奈川県障害者雇用促進センター、よこすか障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等とのネットワーク体制を推進します。	3	新型コロナウイルス感染症拡大で、関係機関が集まる会議等が少なくなったため個々に必要に応じて連携している状況です。	個々に連携はしているものの、ネットワーク体制までには至っていません。	2	今後も継続して事業の普及・啓発に取り組んでいきます。
63	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	5.就労環境の改善・向上	2)事業主への雇用の啓発		福祉課	制度案内等を通じて、町内の事業主に対し、障害者雇用に関わる各種助成制度の活用や税制優遇措置の周知、雇用実例の紹介を行い、地域の中で障害のある人が就労できる場の開拓に努めます。	2	今後も機会を捉えて行います。	-	2	今後も継続して事業の普及・啓発に取り組んでいきます。
64	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	5.就労環境の改善・向上	3)雇用報奨金支給事業		福祉課	障害のある人の雇用促進と就労の定着を図るため、知的障害のある人及び精神障害のある人を3カ月以上雇用する事業主に対し雇用報奨金を支給します。	2	対象となる事業所に雇用報奨金を支給しています。（令和4年度 5事業所）	-	2	今後も継続し、雇用促進を図ります。

主要課題6 雇用の場の拡大

65	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	6.雇用の場の拡大	1)障害者施設からの調達の推進		福祉課	障害のある人の福祉的就労の充実を図るため、町の業務を事業所等に対して積極的に委託するよう関係各課に働きかけます。福祉施設の配食サービス、行事等のお弁当やミックスペーパーの回収袋の作成を障害者施設に委託しています。	2	各課等からお弁当やミックスペーパーの回収袋の作成等積極的に依頼をしています。	事業の委託は引き続き行っていますが、実績金額が減少しています。	2	今後も継続して庁内各課に情報提供し、積極的な利用を働きかけます。
66	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	6.雇用の場の拡大	2)公共機関の雇用拡大		総務課、福祉課、関係各課	公共機関において、障害のある人の雇用拡大や就労の場の創出に努めます。	2	障害者の積極的な任用に努め、障害者雇用率が法定基準を満たしています。	設備の整備や職員の障害理解については一層の促進が必要です。知的障害者の雇用については、身体障害者や精神障害者、発達障害者の雇用に比べ、雇用環境の整備を要すると考えています。	3	障害特性を踏まえた配置や仕事の割り振りを見極めながら、法定雇用率を遵守してまいります。

主要課題7 経済的支援の充実

67	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	7.経済的支援の充実	1)障害者手当支給事業		福祉課	毎年4月1日現在で町内在住の身体障害・知的障害・精神障害のある人に対して、障害の程度に応じた手当を支給しています。	1	在宅の心身障害者に対し、手当を支給することにより福祉の増進を図りました。	-	2	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
68	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	7.経済的支援の充実	2)特別障害者手当支給事業の普及・啓発		福祉課	在宅の重度の障害のある人で常時介護を要する人が手当を受給できるよう制度の普及・啓発に努めます。広報や制度案内等により国事業の普及・啓発を図っています。	1	在宅の重度の障害のある人で常時介護を要する人が手当を受給できるよう広報や制度案内等により国事業の普及・啓発を図りました。	-	2	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
69	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	7.経済的支援の充実	3)神奈川県在宅重度障害者手当支給事業の普及・啓発		福祉課	毎年4月1日現在で県内に1年以上居住している在宅の障害のある人に対して、障害の程度に応じた手当を支給しています。手当を受給できるよう制度の普及・啓発に努めます。広報や制度案内等により県事業の普及・啓発を図っています。	1	在宅の事業対象者に対して手当を受給できるよう制度の普及・啓発を行いました。	-	2	今後も継続してサービスの安定的な提供を図ります。
70	3.はたらきたい！住みたい！出かけたい！	7.経済的支援の充実	4)公共料金等割引制度の普及・啓発		福祉課、下水道課	重度の障害のある人の日常生活の支援を行うために、公共料金等の割引制度について制度案内等により周知を図ります。 ・電車、バス等の交通機関の運賃の割引 ・有料道路の通行料金の割引 ・水道・NHK・下水道使用料等の一部を免除	2	福祉課では、障害者手帳交付時、対象者に案内をしています。庁舎内で手続きできる下水道料金の減免について、福祉課より下水道課へ案内することができ、スムーズに連携し対応できました。	-	2	今後も引き続き対応を継続してまいります。

1. 十分な成果があった
2. ある程度の成果があった
3. あまり成果はなかった
4. 成果はなかった

1. 内容（規模）を拡大して継続
2. これまで通りに継続
3. 内容を改善して継続
4. 縮小
5. 廃止

基本目標4 一緒におおきくならう

主要課題1 療育・保育支援の充実

事業No	基本目標	主要課題	事業名	障害福祉計画・障害児福祉計画の対象事業	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
71	4.一緒におおきくならう	1.療育・保育支援の充実	1)障害児保育(統合保育)の充実		子ども育成課	障害のある児童を受け入れることにより、その児童とその他通園児童の健全な発達及び人格形成を促進するとともに、障害のある児童の家庭の子育てを支援します。	1	保育士を求人しても雇用が難しい状況が続いています。	葉山保育園以外にも、幼稚園や保育園で障害児の受け入れが行われています。巡回相談などで連携し、園を支援していきます。	2	保育士の確保に努めつつ、引き続き統合保育を行います。

主要課題2 特別支援教育の推進

72	4.一緒におおきくならう	2.特別支援教育の推進	1)特別支援教育の推進		学校教育課	障害のある児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、教育的ニーズに応じた支援体制を整備していきます。個別的教育支援計画を作成し、支援教育の充実に取り組んでいます。また、教員研修を実施しスキルアップを図っています。	1	特別支援教育支援員の各校配置や、支援に必要な備品等の購入の為に予算配当を行ってきました。夏休みには町立学校教職員を対象に支援の研修会を実施しました。	特別支援学級(以下、支援級)在籍児童が増加する中で、支援級担当の資質向上が急務であります。	2	経験が浅い教職員が特別支援学級を担当する場合があります。経験に関わらず、適切に個別的教育支援計画や指導計画を作成できるよう支援していきます。
73	4.一緒におおきくならう	2.特別支援教育の推進	2)特別支援学級の設置		学校教育課	地域の中で「共に学び共に育つ」ことを基本に据えた観点から、町内すべての小中学校に特別支援学級を設置し、必要に応じて特別支援学級の担任以外に介助員を配置し障害に応じた支援の充実を推進します。	1	児童生徒の個別のアセスメントをもとに、個に応じて特別支援学級や交流級で授業や活動を行いました。「支援教育推進指針」を令和5年4月に策定しました。	交流級で授業を受けたり、活動したりする児童生徒の増加により、介助員(支援員)の配置要望が増えています。	2	介助員(支援員)の配置基準の整備に取り組みます。また、今後は支援教育推進会議を開催し、指針の見直しを図っていきます。
74	4.一緒におおきくならう	2.特別支援教育の推進	3)学校施設の整備		学校教育課	障害のある子どもの教育的ニーズを満たすよう、教育環境を整え配慮しています。	1	支援に必要な備品や消耗品等の購入の為に予算配当を行っています。	支援級在籍児童が増加する中で、教室の設置を工夫する必要があります。	2	教育的ニーズの多様化に対応できるよう、学校施設の整備を行っていきます。
75	4.一緒におおきくならう	2.特別支援教育の推進	4)特別支援学級就学奨励費補助		学校教育課	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学奨励費の補助を行っています。	1	特別支援学級へ就学している児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて学費の一部を援助しています。	当該年度の所得が確定するのが6月であることから、支給時期が4月の一番家庭に負担がかかる時期に支給することができません。	2	制度の周知を徹底することで事業を有意義なものとしていきます。
76	4.一緒におおきくならう	2.特別支援教育の推進	5)就学支援委員会の開催		学校教育課	町内に住所のある児童・生徒に対し適切な就学支援を行うため、障害児就学支援委員会を開催し、児童・生徒の状況を資料とともに報告し、適切な支援のあり方を審議しています。	1	年間3回、就学支援委員会を開催し、児童生徒の状況を、面談をもとに作成した資料と共に報告し、適切な支援のあり方を審議しています。	検討対象児童・生徒の増加に伴う検討時間の確保が課題です。	2	十分な検討時間を確保できるよう、委員会運営を工夫しながら、継続して取り組んでいきます。

主要課題3 放課後対策等の充実

77	4.一緒におおきくならう	3.放課後対策等の充実	1)児童・生徒の居場所づくり		子ども育成課	両親の就労や病気等により、放課後帰宅しても家庭に保護者のいない児童に対して放課後児童クラブ(学童クラブ)、地域の遊び場として児童が利用できる「児童館等」を提供します。	1	学童クラブで支援の必要な児童がいた場合、児童館の指導員と支援のあり方について検討しています。	学童クラブの指導員は人員が限られているため、必要な支援(療育的関わり)が十分に出来ないことがあります。その場合は、放課後等デイサービスとの併用についてその保護者と話し合い、子どもにとって良いと思われる支援方法を考えています。	2	引き続き学童クラブへの支援を行います。
78	4.一緒におおきくならう	3.放課後対策等の充実	2)放課後等デイサービス事業の利用促進	○	子ども育成課、福祉課	支援の必要な就学児の放課後の療育の場として「放課後等デイサービス」を提供します。	1	放課後等デイサービスを利用する傾向として、多くの日にちを利用したい、複数の事業所を利用したい、他の事業(日中一時支援、移動支援)を組み合わせて家に帰る時間を調整したい等、多様なニーズがでてきます。	子どもの療育という観点から放課後等デイサービスは非常に重要ですが、子どもが家で過ごす時間や家族と過ごす時間の確保、子どもの休息という観点もふまえて家族と話し合いをしています。	2	相談支援員、学校等、関係機関と連携します。

主要課題4 発達障害のある子どもへの支援体制の充実

79	4.一緒におおきくならう	4.発達障害のある子どもへの支援体制の充実	1)障害児相談支援の推進		子ども育成課、福祉課	早期発見・早期支援の視点で母子保健・子育て支援・家族支援など総合的な支援ができるよう体制整備を図ります。	1	自立支援協議会(相談支援ネットワーク)において情報共有を図っています。相談ネットワークは町の状況を把握するもので、個別については、ケース会議が各児童ごとに行われています。	相談支援員の人数が少なく、加重なケースワークとなっています。	2	相談支援員との連携に努めます。
80	4.一緒におおきくならう	4.発達障害のある子どもへの支援体制の充実	2)児童発達支援事業		子ども育成課、福祉課	未就学の障害のある児童(自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、学習症等の児童も含む)に対し、専門職等による療育支援・機能訓練を行い、子どもの発達を支援するとともに、保護者等に対しても児童の正しい理解と療育を支援します。	1	未就学の子どもの療育を行い、就学への情報提供等を行い、小学校への移行が円滑に行われるよう、支援します。	たんぼぼ教室以外の事業所に児童発達デイを受ける子どもが増えており、全員の子どもたちが同じように就学への支援を受けられるよう、関係機関と情報連携する必要があります。	2	関係機関と連携します。
81	4.一緒におおきくならう	4.発達障害のある子どもへの支援体制の充実	3)指導員や保育士の研修		子ども育成課、福祉課	障害のある児童(自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、学習症等の児童も含む)に対応していくため、児童館やたんぼぼ教室の指導員及び保育士の研修受講を推進し、資質の向上を図ります。	2	たんぼぼ教室だけでなく、葉山保育園保育士、児童館指導員が研修受講をしています。	継続的な研修が必要です。	2	継続実施します。
82	4.一緒におおきくならう	4.発達障害のある子どもへの支援体制の充実	4)一貫した相談支援体制の充実		子ども育成課、学校教育課、福祉課	体や心の発達や行動等、何らかの面で周囲の人のサポートが必要な人に対し、周囲の支援者がその状況を理解し、共に支援のあり方について保健・福祉・医療・教育機関等が連携して、乳幼児期から就労するまで、発達支援システムによる一貫した相談・支援体制の充実を図ります。	2	各課が対象とする発達段階や年齢等に沿った取組を行いました。発達支援システムによる一貫した支援体制の管理と、必要時個別支援会議を行い、医療が必要な児童、発達障害児など様々な支援の必要な児に対応します。	町の現状や課題意識に沿った共通テーマの設定が課題です。医療が必要な児童など、医療機関との連携も重要になってきており、今後ますます個別支援会議が増えていくと予想されます。	2	発達支援システムの中で療育機関や学校等の関係機関が情報共有等を図り、連携を強化して取り組んでいきます。

1. 十分な成果があった
2. ある程度の成果があった
3. あまり成果はなかった
4. 成果はなかった

1. 内容(規模)を拡大して継続
2. これまで通りに継続
3. 内容を改善して継続
4. 縮小
5. 廃止

基本目標5 みんなが暮らしやすいまちにしよう

主要課題1 すべての人にやさしいまちづくりの推進

事業No	基本目標	主要課題	事業名	障害福祉計画・障害児福祉計画の対象事業	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
83	5.みんなが暮らしやすいまちにしよう	1.すべての人にやさしいまちづくりの推進	1)バリアフリーの推進		福祉課、都市計画課	公共施設をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう「神奈川県福祉の街づくり条例」や「葉山町まちづくり条例」の周知を図り、民間事業者等への理解促進と施設整備を要請していきます。	1	町は、これまでも「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」「葉山町まちづくり条例」に基づき、歩道の段差解消や拡幅、誘導ブロックの整備など、公共施設における生活空間の改善を推進するとともに、民間の開発や建築行為に対しても適切な配慮のお願いをしてきました。しかし、町内の建築物、道路、公園、住宅等は未だ十分にバリアフリー化されていないのが現状です。	一般的な個人の住宅の建築行為に対しては「神奈川県みんなの街づくり条例」や「葉山町まちづくり条例」に基づく協力を強く依頼することはないため、革新的にバリアフリー化が進むことはあまり無い点が課題です。	2	今後も事業者との協議において協力を依頼し、継続して取り組んでいきます。 また、公園遊具のインクルーシブ化につきましては、葉山町まちづくり条例にて事業者へ指導を実施すると共に、町の事業として新たに設置する遊具はインクルーシブ遊具とするよう努めます。
84	5.みんなが暮らしやすいまちにしよう	1.すべての人にやさしいまちづくりの推進	2)公共施設等の整備		公共施設課、関係各課	公共施設の整備や改修において、計画の段階から誰もが利用しやすい施設となるよう整備を推進します。	1	公共施設の一定のバリアフリー化は実施済みです。施設の新設・改修についてはバリアフリーに配慮した設計を提案しています。	今後将来の更新費用の負担を少なくするため、計画的に財源の確保や維持管理を行う必要があります。	3	葉山町公共施設等総合管理計画を踏まえて、公共施設全体の保全方針や個別施設計画を策定し、計画的に維持保全を進める必要があります。
85	5.みんなが暮らしやすいまちにしよう	1.すべての人にやさしいまちづくりの推進	3)道路環境の整備		道路河川課	安全で快適な道路整備を進めるため、スロープの設置や段差のない歩道、車椅子などの通行の妨げとなる障害物の除去・移設、誘導ブロック等の整備に努めます。	2	町道整備時の点字ブロックの更新や開発等での道路拡幅の指導、街路灯の電柱への共架の推進をそれぞれ行いました。	予算や工事の必要性から進捗が遅くなってしまいました。	2	今までと同様の取り組みで行っていきます。

主要課題2 緊急時・災害時の安全の確保の推進

86	5.みんなが暮らしやすいまちにしよう	2.緊急時・災害時の安全の確保の推進	1)避難行動要支援者に対する地域支援体制の整備		福祉課、防災安全課	消防、警察、自主防災組織、町内会、自治会、民生委員・児童委員との連携を図りながら、緊急時の連絡体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の地域支援体制の整備を図ります。避難行動要支援者の避難対策等を地域防災計画に位置づけ、リストやマニュアルの作成等を実施し、災害時に備えて情報の共有を図っています。	2	個別避難計画の作成に向けて内容を検討中です。	防災安全課と福祉課及び支援者との調整が重要です。	2	個別避難計画の作成に努めます。
87	5.みんなが暮らしやすいまちにしよう	2.緊急時・災害時の安全の確保の推進	2)防災あんしんカードの周知		福祉課	緊急時や災害時に迅速な支援ができるよう、氏名、住所、緊急連絡先、かかりつけ医、薬、介助内容等の情報を記載しておく「防災あんしんカード」を新規手帳取得者に配付し、制度周知に努めます。障害のある人は、手帳取得時に配付、啓発を実施しています。障害のある人以外には、広報葉山を通じて周知を図っています。	3	神奈川県では障害者手帳のカード化が開始され、「防災あんしんカード」を障害者手帳のカバーに入れて一緒に持つ機会がなくなりました。	障害者手帳と一緒に「防災あんしんカード」を所持者に啓発していく必要があります。	2	今後も継続して事業の普及・啓発に取り組んでいきます。
88	5.みんなが暮らしやすいまちにしよう	2.緊急時・災害時の安全の確保の推進	3)防災訓練の推進		福祉課、防災安全課	広報活動、町内会・自治会への呼びかけ等により、防災訓練を実施しています。	2	令和4年度に実施された神奈川県・葉山町合同総合防災訓練（ビッグレスキュー）において逗葉ろうあ協会等の聴覚障害者団体と共に訓練を行いました。	今後は町の総合防災訓練にどのように参加していただくかが課題です。	2	引き続き、訓練方法を検討していきます。
89	5.みんなが暮らしやすいまちにしよう	2.緊急時・災害時の安全の確保の推進	4)防災知識の普及		福祉課、防災安全課	避難行動要支援者リストを含め、広報葉山や防災訓練を通じて知識向上に向けた啓発を行います。	1	知識向上のため、防災読本の改訂し、読みやすいよう工夫しました。	実践的な訓練を通じて、防災知識を定着していくことが課題です。	2	避難所運営委員会を活性化させていきます。
90	5.みんなが暮らしやすいまちにしよう	2.緊急時・災害時の安全の確保の推進	5)防犯体制の確立の推進		福祉課、防災安全課	障害のある人が地域で安心して暮らせるよう警察や消防との連携を図りながら防犯体制を強化します。	2	防犯パトロール（青パト）の増車及びパトロール回数を増加し、見守りを強化しています。	—	2	さらに活動を活性化させていきます。
91	5.みんなが暮らしやすいまちにしよう	2.緊急時・災害時の安全の確保の推進	6)福祉避難所の設置		福祉課、防災安全課	障害のある人にとって、避難所では生活に支障があるため、安心して避難できる福祉避難所を設置します。	3	福祉施設を協定を結び、避難所として活用しています。	現状、福祉避難所の条件を満たしている避難所がありません。	2	福祉避難所の設置に努めていきます。

- 1. 十分な成果があった
- 2. ある程度の成果があった
- 3. あまり成果はなかった
- 4. 成果はなかった

- 1. 内容（規模）を拡大して継続
- 2. これまで通りに継続
- 3. 内容を改善して継続
- 4. 縮小
- 5. 廃止